

令和7年10月からの生活保護基準改定について

生活保護基準については、国の「社会保障審議会 生活保護基準部会」における検証結果に基づくとともに、社会経済情勢等を総合的に勘案し、当面2年間の臨時的・特例的な措置の実施を含め、改定が行われることとなりましたので、お知らせします。

なお、令和9年度以降の生活保護基準は、国において検討される予定であり、改めてお知らせします。

○ 改定の概要

今回の改定は、

- 生活保護基準部会の検証結果を受けて生活保護基準に特例的に加算している額を、世帯員一人当たり月額1,000円から、月額1,500円に変更（医療機関に入院中又は介護施設に入所中の方は現行の月額1,000円の加算を維持）する。
 - この加算を行っても、他の改定に伴い現行の基準額から減額になる世帯は、現行の基準額を維持する。
- とされています。

この結果、令和7年10月からの生活扶助費について、9月以前から金額が下がる世帯はありませんが、同額又は世帯員一人当たり500円以内の増額※となります。

※ 必ずしも、世帯の人数分増額する訳ではありません。

★ 増額となる世帯には、「基準額を改定します。」と記載した保護決定通知書を同封しています。

【生活扶助費の具体例】

以下で示すのは、基準改定前後の生活扶助費の具体例です。児童養育加算、母子加算以外の各種加算や住宅扶助等は含まれていません。

また、収入がある場合には、収入認定額を差し引いた金額が実際の支給額になります。ご不明な点がありましたら、担当ケースワーカーにおたずねください。

世帯類型（世帯員の年齢）		令和7年9月まで （これまでの金額）	令和7年10月以降
例1	単身世帯(68歳)	76,880円	76,880円
例2	夫婦世帯 (68歳、68歳)	120,900円	121,900円
例3	夫婦と子1人世帯 (33歳、29歳、4歳)	163,090円	163,590円
例4	ひとり親と子1人世帯 (30歳、8歳)	151,190円	151,690円